

## ○赤磐市子ども医療費給付に関する条例

平成17年3月7日  
条例第125号

## (目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を支給する措置を講じ、もって子どもの健康保持及び増進に寄与するとともに児童福祉の向上に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、次に掲げる者をいう。ただし、婚姻している者及び婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く。

(1) 出生の日から満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「乳幼児等」という。)

(2) 出生の日から満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち前号に掲げる者以外の者(以下「高校生等」という。)

2 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

(3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

(6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)

4 この条例において「被保険者等」とは、健康保険法、船員保険法及び国民健康保険法の規定による被保険者、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療制度の被保険者、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の規定による組合員並びに国民健康保険法及び高齢者医療確保法以外の医療保険各法の規定による被扶養者をいう。

## (受給資格者)

第3条 この条例による医療費の給付を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、赤磐市の区域内に住所を有する被保険者等である子どもとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第6項の規定により生活保護法による保護とみなされる支援給付を含む。)を受けている者を除く。

## (医療費給付の範囲)

第4条 この条例により給付する医療費の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 乳幼児等 医療保険各法の規定による療養の給付、療養費の支給、保険外併用療養費の支給、特別療養費の支給、家族療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給、移送費の支給又は家族移送費の支給の対象となる療養(食事療養を除く。)を受けた場合において、当該療養に要する費用(診療報酬の算定方法の例により算定された額をいう。以下「総医療費」という。)のうち、医療保険各法の規定により、被保険者等が負担することとなる費用の額(医療保険各法の規定による附加給付金又は他の法令等の規定による公費負担金がある場合は、その額を控除した額をいう。以下「自己負担額」という。)とする。

(2) 高校生等 (赤磐市中心身障害者医療費給付条例(平成17年赤磐市条例第139号)又は赤磐市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例(平成17年赤磐市条例第126号)の規定により医療費給付を受けることができる者を除く。) 自己負担額から一部負担金(総医療費の100分の10に相当する額)を控除した額とする。

2 前項に規定する被保険者等が負担することとなる費用の算定にあたって、医療保険各法の規定により受給資格者以外の被保険者等の療養に係る額を算定して高額療養費が支給されることとなる場合における高額療養費の算定は、医療保険各法の規定にかかわらず、当該受給資格者以外の被保険者等の

療養に係る額を除き、医療保険各法の高額療養費の算定の例により行うものとする。

(受給資格者証の交付)

第5条 この条例による医療費の給付を受けようとする受給資格者(高校生等を除く。)の保護者は、市長に対し、規則に定めるところにより乳幼児等医療費受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)の交付申請書を提出しなければならない。また、受給資格者証を亡失し、損傷し再発行する場合も規則に定めるところにより手続するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の申請があった場合において、この条例により医療費の給付を受け資格があると認めるときは、当該申請に係る者に対し、受給資格者証を交付する。

3 受給資格者証の交付を受けている者は、受給資格者証の有効期間が満了したとき又は受給資格を失ったときは、受給資格者証をただちに市長に返還しなければならない。

(受給資格者証の提示)

第6条 この条例による医療費の給付を受けようとする受給資格者(高校生等を除く。)の保護者は、受給資格者が療養を受けようとする病院、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)に対し、受給資格者証を提示しなければならない。

(医療費の給付方法)

第7条 医療費の給付は、原則として市長が医療機関等に支払うことにより行うものとする。ただし、規則で定める場合における医療費の給付は、受給資格者の保護者に支払うことにより行うものとする。

(給付の停止)

第8条 国民健康保険法の規定により保険給付が一時差し止められた受給資格者に係る医療費の給付は、当該一時差し止めに係る滞納保険税が保険給付との相殺等により消滅するまでの間、停止するものとする。

(届出の義務)

第9条 受給資格者の保護者は、受給資格者の氏名、住所その他の規則で定める事項について変更があったとき、受給資格者が受給資格を失ったとき又は給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、受給資格者が病気又は負傷に関し損害賠償を受けた場合は、当該賠償額の限度において給付の決定をした医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に給付した医療費の全部若しくは一部を返還させることができる。

(医療費の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により、この条例による医療費の給付を受けた者があるときは、その者から当該医療費の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第12条 給付を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山陽町乳幼児医療費給付に関する条例(昭和48年山陽町条例第20号)、赤坂町乳幼児医療費給付に関する条例(昭和48年赤坂町条例第429号)、熊山町乳幼児医療費給付に関する条例(昭和48年熊山町条例第28号)又は吉井町乳幼児医療費給付条例(昭和48年吉井町条例第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月30日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の規定は、平成18年10月1日以後に受けた療養について適用し、平成18年9月30日以前に受けた療養については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の赤磐市乳幼児等医療費給付に関する条例第4条第1項の規定にかかわらず、

当該療養を受けた時が満6歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者に給付する医療費は、平成20年6月30日までの間、一部負担金を控除しない額とする。

4 市長は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の赤磐市乳幼児等医療費給付に関する条例に基づく事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則(平成18年8月28日条例第82号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月27日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の規定は、平成20年7月1日以後に受けた療養について適用し、平成20年6月30日以前に受けた療養については、なお従前の例による。

附 則(平成20年7月2日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年3月2日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の規定は、平成21年7月1日以後に受けた療養について適用し、平成21年6月30日以前に受けた療養については、なお従前の例による。

附 則(平成21年10月16日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の規定は、平成21年12月1日以後に受けた療養について適用し、平成21年11月30日以前に受けた療養については、なお従前の例による。

附 則(平成26年6月30日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に受けた医療保険各法の規定による訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給の対象となる療養に係る医療費の給付方法については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月30日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の規定は、平成28年4月1日以後に受けた療養について適用し、平成28年3月31日以前に受けた療養については、なお従前の例による。

## ○赤磐市子ども医療費給付に関する条例施行規則

平成17年3月7日  
規則第81号

(趣旨)

第1条 この規則は、赤磐市子ども医療費給付に関する条例(平成17年赤磐市条例第125号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格者証の交付等)

第2条 条例第5条第1項の規定による申請は、乳幼児等医療費受給資格者証交付申請書(様式第1号。以下「受給資格者証交付申請書」という。)に医療保険各法による被保険者証を添えて行わなければならない。

2 市長は、前項の受給資格者証交付申請書の提出を受けたときは、その適否について審査を行い、適当と認められた者については乳幼児等医療費受給資格者証交付台帳(様式第2号)に記載し乳幼児等医療費受給資格者証(様式第3号。以下「受給資格者証」という。)を交付し、申請を不相当と認められた者については乳幼児等医療費受給資格者証交付申請却下通知書(様式第4号)により当該申請者にその旨通知するものとする。

3 条例第5条第1項の規定により受給資格者証を再発行する場合の手続は、乳幼児等医療費受給資格者証再交付申請書(様式第5号)により行わなければならない。

(医療費の支払)

第3条 条例第7条に規定する医療費の審査及び支払に関する事務は、岡山県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金岡山支部に委託して行うものとする。

(医療費支払の特例)

第4条 条例第7条ただし書により規則で定める場合とは、次に掲げる場合とする。

(1) 岡山県外の医療機関等で療養を受けた場合

(2) 医療保険各法に規定する療養費の支給、移送費の支給又は家族移送費の支給の対象となる療養等を受けた場合

(3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する被保険者資格証明書により療養を受けた場合(4) 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく、養育医療の給付の対象となる療養等を受け、かつ、同法第21条の4第1項の規定により扶養義務者が費用を徴収されることとなる場合

(5) 岡山県内に事務所を有しない国民健康保険組合のうち別に定めるもの以外のもの又は岡山県外の市町村が行う国民健康保険の被保険者が療養を受けた場合

(6) 条例第4条第1項第2号の規定による場合(7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めた場合

(医療費給付申請の方法)

第5条 前条第1号及び第5号に規定する給付を申請する場合は、子ども医療費給付申請書(様式第6号。以下「給付申請書」という。)に、医療機関等が発行する療養を受けた日の属する1箇月分の領収証を添付して、市長に申請しなければならない。

2 前条第2号及び第3号に規定する給付を申請する場合は、給付申請書に保険者が発行する通知書又は証明書(様式第7号)を添付して行うものとする。

3 前条第4号に該当する場合は、申請がなされたものとみなし、扶養義務者から徴収されるべき費用を市長が代わって支払うことにより、給付がなされたものとみなす。

4 前条第6号に規定する給付を申請する場合は、給付申請書に、医療機関等が発行する療養を受けた日の属する1箇月分の領収証を添付し、医療保険各法による被保険者証を添えて市長に申請しなければならない。

5 前条第7号に規定する給付を申請する場合は、別に市長が定めるところにより、前4項のいずれかの方法により、市長に申請しなければならない。

(医療費の給付)

第6条 市長は、前条の規定による給付申請書の提出を受けたときは、給付の適否について審査し、適正と認めるときは速やかに医療費の給付を行うものとする。

(台帳の整備)

第7条 市長は、子ども医療費支給台帳(様式第8号)を備え、医療費の支給に関し必要な事項を記載するものとする。

(届出)



第8条 [条例第9条](#)に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 受給資格者及び保護者の住所氏名
  - (2) 被保険者名、加入者又は組合員名
  - (3) 保険者名
  - (4) 被保険者証、加入者証又は組合員証の記号・番号
  - (5) 附加給付金の内容
  - (6) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 [前項各号](#)に掲げる事項に関する届出は、子ども医療費受給資格変更届([様式第9号](#))により行うものとする。
  - 3 [条例第9条](#)に規定する受給資格を失ったときの届出は、子ども医療費受給資格喪失届([様式第10号](#))により行うものとする。
  - 4 [条例第9条](#)に規定する給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときの届出は、第三者行為傷病届([様式第11号](#))により行うものとする。

(医療費の返還)

第9条 [条例第10条](#)及び[第11条](#)の規定による医療費の返還通知は、子ども医療費返還通知書([様式第12号](#))により行うものとする。

(その他)

第10条 [この規則](#)に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 [この規則](#)は、平成17年3月7日から施行する。  
(経過措置)
- 2 [この規則](#)の施行の日の前日までに、合併前の山陽町乳幼児医療費給付に関する[条例施行規則](#)(昭和63年山陽町規則第9号)、赤坂町乳幼児医療費給付に関する[条例施行規則](#)(平成13年赤坂町規則第26号)、熊山町乳幼児医療費給付に関する[条例施行規則](#)(昭和48年熊山町規則第9号)又は吉井町乳幼児医療費給付規則(昭和48年吉井町規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ[この規則](#)の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年6月3日規則第270号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年9月14日規則第92号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の赤磐市乳幼児等医療費給付に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、この規則による平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間に行われる療養に要する費用についての新規則第2条の規定による負担上限月額適用については、新規則別表第2中「4,000円」とあるのを「2,000円」と、「2,000円」とあるのを「1,000円」と読み替えるものとする。
- 3 この規則による改正後の新規則第2条の規定にかかわらず、当該療養を受けた時が満6歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者に給付する医療費は、平成20年6月30日までの間、一部負担金を控除しない額とし、同条の負担上限月額は適用しないものとする。
- 4 この規則による改正後の新規則第4条第2項の規定にかかわらず、満6歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者に交付する受給資格者証は、平成20年6月30日までの間、次のものとする。

[\[様式ダウンロード\]](#)

表面

受診の際は必ず保険証に添えて提出してください。  
この資格者証が使えるのは、岡山県内の医療機関だけです。

岡山県						
乳幼児医療費受給資格者証						
公費負担者番号	8	5	3	3		
受給資格者番号						
受給資格者	住所					
	氏名					男・女
	生年月日	年 月 日生				
一部負担金の割合	無料					
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで					
上記の者の受診にかかる医療保険の自己負担分については、公費で負担します。						
年 月 日						
岡山県 赤磐市長						
保険医療機関・保険薬局の方へ						
この資格者証により診療を求められたときは、公費併用扱いとして、レセプトにより、審査支払機関へ請求してください。						
また、その場合、レセプトの「負担金額」欄には「0円」と記入してください。						

裏面

注 意 事 項

- この証は、乳幼児医療費の助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。
- 診療を受けるときは、保険証と一緒に必ずこの証を医療機関(薬局)の窓口へ提出してください。  
なお、この証を医療機関の窓口へ提出しない場合は、乳幼児医療費助成の取り扱いは受けられないので、特に注意してください。
- この証の記載事項や加入する医療保険に変更があったとき、又は交通事故など第三者の行為によって生じた病気やけがで診療を受けるときは、すみやかにその旨を市へ届け出てください。
- 乳幼児医療費の助成を受ける資格を失ったときは、すみやかにその旨を市へ届け出るとともに、この証を返還してください。
- この証は、他人に譲渡し、貸与し、又は担保に供してはいけません。
- いつわりその他不正の行為により助成を受けたときは、費用の返還をさせられることがあります。
- 県外の医療機関で受診したときや県内の医療機関で現物給付により受診を受けられなかったときは、乳幼児等医療費給付申請書に医療機関から受領した領収書を添えて市役所の乳幼児医療担当窓口へ償還給付の申請を行ってください。
- 自立支援医療など国の公費医療制度が適用される場合は、それらの国の公費医療が優先適用されます。
- 本市外へ転出した場合は、この資格者証は使用できません。

- 5 この規則による改正前の赤磐市乳幼児医療費給付に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則(平成19年6月22日規則第87号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日規則第28号)

この規則中別表第1の改正規定は平成20年4月1日から、その他の改正規定は平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成21年3月2日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の赤磐市乳幼児等医療費給付に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成21年7月1日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年10月16日規則第62号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の赤磐市乳幼児等医療費給付に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成23年8月1日規則第37号)

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

附 則(平成26年7月10日規則第39号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前までに受けた医療保険各法の規定による訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給の対象となる療養に係る医療費給付申請の方法については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に発行されているこの規則による改正前の赤磐市乳幼児等医療費給付に関する条例施行規則様式第3号による受給資格者証は、この規則による改正後の赤磐市乳幼児等医療費給付に関する条例施行規則様式第3号による受給資格者証とみなす。

4 この規則による改正前の赤磐市乳幼児等医療費給付に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成28年3月30日規則第36号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の規定は、平成28年4月1日以後に受けた療養について適用し、平成28年3月31日以前に受けた療養については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の赤磐市乳幼児等医療費給付に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。